

## 愛知県個人情報保護審議会答申の概要

答申第 223 号（諮問第 237 号）

件名：警察安全相談等・苦情取扱票の一部開示決定に関する件

### 1 開示請求

令和 4 年 11 月 28 日

### 2 原処分

令和 4 年 12 月 12 日（一部開示決定）

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）は、審査請求人に係る別記の自己情報開示請求について、別表の 1 欄に掲げる部分を不開示とした。

### 3 審査請求

令和 4 年 12 月 27 日

原処分の取り消しを求める。

### 4 諮問

令和 5 年 2 月 6 日

### 5 答申

令和 6 年 3 月 19 日

### 6 審議会の結論

処分庁が、審査請求人に係る別記の自己情報開示請求について、別表の 1 欄に掲げる部分を不開示としたことは妥当である。

### 7 審議会の判断

#### (1) 判断に当たっての基本的考え方

愛知県個人情報保護条例（平成 16 年愛知県条例第 66 号。以下「条例」という。）は、第 1 条に規定されているとおり、実施機関の保有する個人情報の開示を請求する個人の権利を明らかにし、もって県政の適正な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審議会は、自己に関する保有個人情報の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って条例を解釈し、以下判断するものである。

#### (2) 条例第 17 条第 2 号該当性について

ア 条例第 17 条第 2 号は、開示請求者以外の個人の権利利益を保護する観点から、当該開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）が含まれている保有個人情報について

は、不開示とすることを定めたものであり、併せて当該開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を侵害するおそれがある情報が含まれている保有個人情報についても不開示とすることを定めたものである。

そこで、この考え方に基づき、職員番号が同号に該当するか否かを以下検討する。

#### イ 職員番号について

職員番号は、職員の人事、給与、共済事務等に関する広範なデータを管理するため、職員ごとに付与される個人識別番号であることから、特定の個人を識別することができるものであるため、条例第 17 条第 2 号本文に該当する。

そして、同号ただし書イ、ロ及びハに該当しないことは明らかである。

よって、職員番号は、条例第 17 条第 2 号に該当する。

#### (3) 条例第 17 条第 8 号該当性について

ア 条例第 17 条第 8 号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務事業は、公益に適合するよう適正に遂行されるものであるが、これらの事務事業に関する情報の中には、開示することにより、当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが含まれるため、これらの情報が記録された保有個人情報は不開示とすることを定めたものである。

そこで、この考え方に基づき、個人に割り当てられた警察電話番号が同号に該当するか否かを以下検討する。

イ 処分庁によれば、不開示とした警察電話番号については、個人に割り当てられたものであることから、これを公にした場合には、開示されている情報と照合することにより、当該警察電話番号を利用する個人を特定した一般電話回線による接続が容易となるとのことである。

当審議会において検討したところ、警察業務は、その他の行政事務と異なり、検挙や規制を行うものであることから、被疑者及び関係者からの反発や反感を招くおそれがあり、警察電話番号を利用する個人を特定した脅迫、誹謗中傷、事務妨害等を目的とする架電等により、通常事務における必要な連絡又は突発事案への対応等に支障を及ぼすなど、警察内部の連絡に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、個人に割り当てられた警察電話番号は、条例第 17 条第 8 号に該当する。

#### (4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

#### (5) まとめ

以上により、「6 審議会の結論」のとおり判断する。

別記

私が令和4年11月〇日にB警察署に相談した際に、作成された警察安全相談等・苦情取扱票（請求日現在、愛知県B警察署刑事課で保管するもの）

別表

1 開示しないこととした部分	2 開示しないこととした根拠規定
職員番号	条例第17条第2号に該当
個人に割り当てられた警察電話番号	条例第17条第8号に該当